

評価委員会の意見書についての概要

1 位置づけ

「長崎県政策評価条例」に基づき、知事から諮問を受けた研究事業の評価に関し調査・審議を行い、その結果を報告するとともに、意見を述べるものである。

2 評価対象について

令和8年度開始予定の新規研究テーマ12件（事前評価）、現在実施中の研究テーマ7件（途中評価）及び令和6年度で終了した研究テーマ16件（事後評価）を対象に実施。

3 意見書の内容

（1）評価対象について

（2）評価結果について

- ①評価結果の総括
- ②評価結果の概要
- ③研究テーマ別評価結果
 - ア)戦略プロジェクト研究（3件）
 - イ)経常研究（32件）
- ④今後の改善についての意見